

て 広報 天龍

第98号

2003年12月24日発行

私たちの村

—12月1日現在—

人口 2,148人

男991人 女1,157人

世帯数 954 世帯

発行 天龍 村役場 課所
編集 総務 藤印 刷所
印刷 斎

村最高峰の

「熊伏山」へ登りました



熊伏山頂にて記念撮影

当日は、明け方までの雨の影響で、あいにくの曇り空となり、よい景色は期待できないと思われましたが、山頂では霧がはれて南信濃村側や静岡県側の山々を望むことができました。また、山頂までは、休憩も含めて約五時間歩き、特に明治の平を過ぎてからは、急な登り坂が続いたため、参加されたみなさんは、大変だったと思います。

村では、村内の自然を体験していただくため、来年度もこの様な催しを計画していくたいと思いますので、その際は、村民のみなさんのご参加をお願いいたします。

なお、この熊伏山登山道は、平成十七年度長野県高等学校総合体育大会登山競技開催コースとして計画されています。

村では、毎年、熊伏山登山道の整備を実施しておりますが、今年度、国の補助事業により、山頂までの整備が完了しました。そこで十一月十六日（日）に天龍小学校を出発し、水窪町側へ下山するコースで、「熊伏山登山」を計画したところ、十七名の皆さんにご参加いただき、ケガ人もなく楽しい登山ができました。

税金で人ととの助け合い

議会だより

◆第一回臨時会

平成十五年第二回天龍村議会臨時会が、十一月二十五日開かれ、左記の議案について原案どおり可決されました。

「可決された案件」

- 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
- 内容はいずれも、平成十五年十二月の期末手当の支給率を引き下げるものです。
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

内容は、人事院勧告による給料表の減額改定及び十二月期末手当の支給率を引き下げるものです。
また、配偶者手当額の引き下げと、住居手当及び通勤手当の見直しに関する条例の一
部改正です。

「補正予算」

- 平成十五年度天龍村一般会計補正予算(第三号)
- 平成十五年度天龍村社会就

平成15年度 補正予算

(単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般(第3号)	2,868,137	5,148	2,873,285

平成15年度 補正予算

(単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般(第4号)	2,873,285	△14,668	2,858,617
社会就労センター(第2号)	40,268	△374	39,894
村営水道(第3号)	74,360	1,963	76,323
村営温泉事業(第3号)	58,864	△182	58,682
村営下水道事業(第3号)	102,597	△5,532	97,065
介護保険(第2号)	246,019	△996	245,023

税に関するポスター・標語 入選者が決まる

- ☆標語の部
- 下伊那南部三か村租税教育推進協議会長賞
天龍小五年 宮澤昂平くん
 - 同 六年 竹田あずささん
 - 関東信越税理士会
飯田支部長賞
天龍小六年 花田聰司くん
 - 飯田法人会天龍支部長賞
天龍小五年 永嶺 茜さん
 - 天龍村青色申告会長賞
天龍小五年 堤本光平くん
 - 下伊那南部三か村租税教育推進協議会長賞
天龍中一年 仲恵理香さん
 - 同 二年 大平早紀さん
 - 「税金で人と人との助け合い」
 - 「税金はみんなの笑顔の



受賞されたみなさんおめでとうございました。今回は、ポスター部門に天龍小学校五年生以上より十作品、標語部門に天龍中学校より三十七作品が応募され、受賞にはなりませんでしたが、どの作品も甲乙つけがたい本当にすばらしい作品ばかりでした。

この協議会では、引き続き「税金」の役割やその仕組みを正しく理解し認識してもらうため、社会や学校における租税教育を推進していく予定ですので、ご理解とご協力をお願い致します。

- 下伊那郡南部三か村(天龍・南信濃村・上村)租税教育推進協議会では、昨年度に引き続き、小中学校生を対象として税に関するポスターと標語を募集しました。この度、平成十四年度総会にて各賞の入選者を発表しました。
- 当村の受賞された児童・生徒は次のとおりです。
- 「納めよう」「大切だ」「税金で」
- 天龍村青色申告会長賞
天龍中三年 花輪周作くん
「税金は納める心が大切だ」
- 天龍中一年 守屋有菜さん
「税金で豊かに広がる僕らの未来」
- 飯田法人会天龍支部長賞
天龍中三年 林澄代さん
「税金で守る」
- 関東信越税理士会
天龍中一年 飯田支部長賞
「エネルギー」

平成15年12月24日

村民功労者などの表彰が行われました

平成十五年度の村表彰・国
保健家庭表彰及びむらづく
り大賞の授与式が、十一月二
十三日（日）の文化祭の中で

行われました。

本年度の受賞者は次の皆さ
んです。

※功労者※
◎島本俊輔氏

村職員及び教育長を歴任さ
れ、村政と地方自治の発展に
多大な貢献をされました。

◎村松千弘氏

農業委員として六期十八年
間、村の農業振興に多大な貢
献をされました。

◎鎌倉輝志男氏

選挙管理委員として三期余
選

約十三年間、明るい選挙の推
進と啓発に多大な貢献をされ
ました。

※感謝状※

◎宇津恵万司女氏

永年にわたり配食サービス
や老人ホームでのボランティ
ア活動をされ、社会福祉の向
上に貢献されました。

※スポーツ栄誉賞※
◎市町村対抗駅伝大会

「村の部」優勝チーム

○富永 浩一氏

○野竹 勇貴氏

○熊谷健太朗氏

○遠山 真広氏

○南 秀美氏

○野竹 友明氏

○宮澤 俊宏氏
○伊藤 啓氏
○小木曾 寿幸氏
○村松 成美氏
○宮澤 啓氏
○伊藤 寿幸氏
○小木曾 成美氏
○村松 倫人氏

本年五月に開催された「第
十五回長野県市町村対抗駅伝
競走大会」において、「村の部」
チームで出場され、「村の部」

で優勝された選手の皆さんに
授与されました。

◎天龍村味の開発研究会
村独自の特産品の開発によ
る地場産業の活性化や、一人
暮らし高齢者への惣菜配達等
の福祉の向上に多大な功績が
認められました。

※むらづくり大賞※

▲むらづくり大賞を受賞した天龍村味の開発研究会



▲むらづくり大賞を受賞した天龍村味の開発研究会



衆議院議員総選挙投票結果のお知らせ

去る十一月九日に行われた、
衆議院議員総選挙の結果は次
のとおりです。

○有権者数

男 八七三人

女 一〇二〇人

計 一八九三人

○投票者数

男 六五五人

女 七九二人

内、不在者投票数
六二三人

○投票率

七五・〇三%

女 七七・六五%

計 七六・四四%

内、不在者投票率

三二・九一%

合併のこと 考えてみませんか



地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の概要

11月13日、総理大臣の諮問機関であります「第27次地方制度調査会」が小泉首相に対し最終答申を提出致しました。概ね、5月に出されました中間報告の趣旨に則った最終答申となっているかと思われますが、中間報告では両論併記とされたいわゆる「人口規模の要件」につきましては、都道府県が合併に関する構想を策定する際の目安として、「おおむね人口1万人未満」として盛り込まれております。今後法律の中でどのように規定されるのかにもよりますが、市町村、特に人口1万人未満の市町村にとっては今後の道筋に大きく影響を与える要素があると思われます。以下にその概要をご説明します。

平成17年度4月以降の合併推進について

1. 平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進。

○合併特例債等、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。

○合併に関する障害を除去するための特例は引き続き残す。

(地方交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議員の在任特例等)

2. 自主的な合併を推進するため、都道府県が市町村合併に関する構想を策定。

構想に基づき、協議会の設置や合併に関する勧告、合意形成に関するあっせん等を実施。

○構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象。

- ・生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るために合併
- ・指定都市、中核市、特例市等を目指す合併
- ・小規模な市町村に係る合併 等

構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万未満を目安。

ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮。

3. 合併困難な市町村に対する特別の方策（引き続き検討）

○市町村が自らの判断により合併を求めた場合に都道府県の関与によって合併を行う仕組みの検討

○広域連合制度の充実方策の検討

○窓口サービス等以外の事務を都道府県が処理する特例団体制度導入の検討

4. 平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置等を講じる。

都道府県合併・道州制について

1. 都道府県合併について

現行法上、都道府県の発意により合併手続きにはいることができないので、現行の手続きに加えて、市町村合併と同様に、自主的合併の手続きの整備を検討。

2. 道州制について

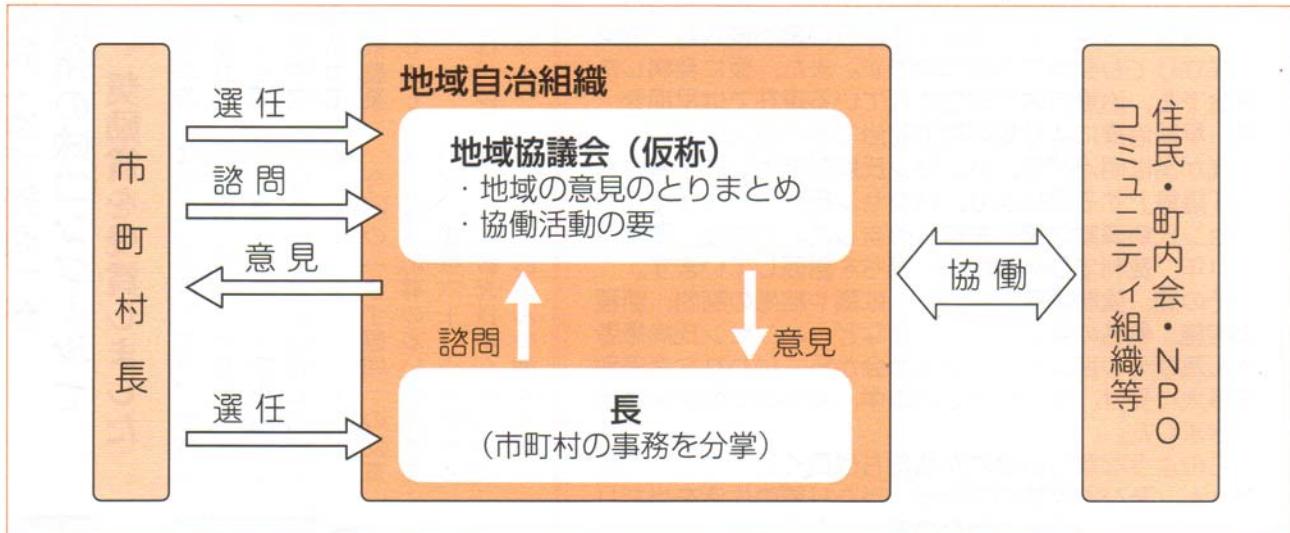
道州制（仮称）の導入については、地方自治制度の大きな変革であり、国民的な意識の動向を見ながら、次期地方制度調査会において議論する。

地方自治組織について

1. 答申の基本的考え方

市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置できることとすべき。

2. 地方自治組織のイメージ



3. 制度のポイント

- 市町村が任意に設置できる一般制度として導入。合併市町村に限り、法人格を有するタイプ（特別地方公共団体）を旧市町村単位に、合併後一定期間設けることができる。
- 区域、名称、分掌事務の範囲などは、自主性を尊重。
- 公選法による選挙は、導入しない。
 - ・長は、市町村長が選任
 - ・地域協議会（仮称）構成員は、市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体等地域の多様な団体からの推薦や公募に基づき選任し、原則として無報酬。

合併協議申し入れ後の経過

今までの経過

本年九月に天龍村から阿南町に合併協議の申し入れを行ったことに對し、阿南町からは、任意合併協議会の設立について保留し、まずは下條村・泰阜村へ五か町村による合併研究の申し入れをしたい旨の回答がありました。阿南町は、十月はじめに下條村・泰阜村両村に合併研究の申し入れを行いました（詳細は前回発行「広報天龍」に記載）。

（三か町村長の協議について）
十月十六日阿南町役場において、阿南町・壳木村・天龍村の三か町村長がその申し入れの経過について説明と今後について相談協議をしました。阿南町長は、下條村・泰阜村両村が、地方制度調査会（首相諮問機関）の最終答申や集落懇談会を踏まえ正式な回答をしたいとしていることから、正式回答を待つて今後の取り組み方（合併協議を進める、または自立への検討）を決めたいとの意向を示しました。

- この意見を踏まえ三か町村では、二村から阿南町への正式回答があるまで、当面各町村で行っている事務事業の見直し、更なる行財政のスリム化につ
- ◎ 公共事業の縮減（重点的な投資を行い事業を実施）
 - ◎ 民間委託の実施等
 - （詳しい削減計画につきましては内容が固まり次第後日お知らせ致します。）

いて精査を行い、下條村・泰阜村からの正式な回答が得られた段階で、再度三か町村長が協議することにしました。

（天龍村の取り組み）

それまでの間、当村では、合併をするしないにかかわらず、今後も更に厳しい財政状況が続くと予想されることが、、「行政のスリム化」に向けてもう一度原点に立ち返ってそれぞれの事業・補助金等の必要性や優先度を点検し、事務事業の徹底した見直しを検討することとしました。

なお、現時点では、平成十六年度当初予算編成にあたり、次の項目を中心検討していくことを十一月の課長会議で申し合わせました。

- ◎ 人件費削減（勧奨退職制度の復活及び特別職・一般職員給料のカット）
- ◎ 村税の確保（固定資産税の税率見直し）
- ◎ 行政サービス及び村単独補助金の縮減及び廃止
- ◎ 公共事業の縮減（重点的な投資を行い事業を実施）
- ◎ 民間委託の実施等

保健師より ハンセン氏病～正しい理解を～

ハンセン氏病とは1873年ノルウェーのA・ハンセン氏によって発見された「らい菌」により感染する病気です。しかしその感染力は極めて弱いもので、療養所に勤務していた医師や看護師の感染もありません。もちろん、遺伝もしません。仮に人体にらい菌が侵入し、感染が成立しても発病する事は稀です。また、仮に発病した場合でも、治療方法が確立されている現在では早期発見、早期治療により短期間で完治できる病気です。

我が国は明治40年、ハンセン氏病対策として患者さんを「隔離」する事により、ハンセン氏病予防を図る「ハンセン氏病隔離政策」をはじめました。その後、国は2001年、裁判で長年の隔離の過ちを謝罪しています。

その間、強制隔離をはじめ、就職や結婚の制約、断種の実施、偽名の強要、強制労働など、ハンセン氏病患者さん及びその御家族の方々は社会から、いわれなき差別を多大に受け、多くの苦しみの中、幾多の辛酸を味わってきました。

このような悲しい歴史を私たちは重く受け止め、元患者さん、及び御家族の方々が、当たり前の生活を当たり前に過ごせる、そんな社会の実現を目指していかなければなりません。

差別、偏見の解消の第一歩は正しく病気を理解することです。

同じ過ちが繰り返されないように一人一人の御理解と御支援をお願い致します。

**ハンセン氏病に対する御意見・御質問は
役場住民課 ☎32-2001まで**

去る十一月五日に長野市若里市民文化ホールで、長野県農村女性フェスティバルが開催され、天龍村味の開発研究会の「ゆず饅頭」が商品加工の部で、奨励賞（長野県農業改良協会長賞）を受賞しました。

信州の味コンクールは、長野県と農村女性ネットワークの部で、最も応募の多い商品加工の部、総数六十一点の中から選ばれ、審査員からは「ゆずの香りと白あんの調和がすばらしく」と高く評価されました。

今回の「ゆず饅頭」の受賞は、最も応募の多い商品加工の部、総数六十一点の中から選ばれ、審査員からは「ゆずの香りと白あんの調和がすばらしい」と高く評価されました。

味の開発研究会「ゆず饅頭」が第十三回信州の味コンクールで奨励賞を受賞しました



はじめて赤ちゃんに触れる生徒も多く、緊張と不安の中、

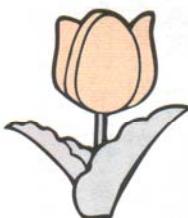
中学校三年生の十五名が、「赤ちゃんふれあい体験」を経験しました。少子高齢化により、赤ちゃんにふれあう機会が少なくなった現代、赤ちゃんとのふれあいを通して、命の素

赤ちゃん ふれあい体験



戸惑いながらもお母さんの助けを借り、赤ちゃんの身長・体重測定や離乳食を行いました。この経験を通して生徒一人一人が自らの幼少時に思いを馳せ、自らもまた、家族、保護者の温かさで、無限の愛情の中で成長してきた一人の人間である事を感じ、家族やその中における自分自身の存在意義をも考えられる機会になれば……、と考えております。

御協力頂きました皆様、ありがとうございました。



地区別下水道加入状況

参考としてください。

十一月十五、十六日の二日間、長野市から飯田市までの二十区間（全長二八・七km）を十五チームが走り継ぐ長野県縦断駅伝競走が行われ、天龍村出身の二名の選手が飯田伊那チームの代表として出場し、四年ぶりのメダル獲得（総合成績三位）に貢献しました。

出場した選手は、天龍中学校三年生の野竹勇貴君（東原）と飯田高校三年生の熊谷健太朗君（鶯巣）です。野竹君は第十八区（駒ヶ根～福岡）、四・三kmを区間九位で走り、また、熊谷君は第十区（茅野）

◆ 地区別下水道加入状況 平成15年12月1日現在

地区名	加入世帯数	加入率	水洗化人口	水洗化率	主な供用開始日
西原	15	62.50%	40	54.05%	H13.3.30
東原A	17	77.27%	48	81.36%	H13.3.30
東原B	19	70.37%	59	69.41%	H13.3.30
余野	10	90.91%	21	84.00%	H13.3.30
中央	15	48.39%	33	45.21%	H13.3.30
北	10	58.82%	23	44.23%	H13.3.30
本町	16	57.14%	37	50.68%	H13.3.30
岡本	34	58.14%	71	48.63%	H14.4.1
長野町	20	64.52%	58	67.44%	H13.3.30
長野	20	60.61%	47	58.75%	H13.3.30
南上	6	15.79%	12	12.24%	H14.7.1
南中	4	20.00%	10	22.73%	H14.7.1
栄町	12	46.15%	25	43.10%	H13.7.2
南下	14	34.15%	52	52.00%	H14.1.4
合計	212	53.50%	730	57.75%	

加入率とは、各地区の加入世帯（世帯数）の割合です。
水洗化率とは、各地区的下水道使用者（人口）の割合です。
地区別の数字には、住宅等の公共施設が含まれておません。

長野県内の最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者（常用・臨時・パート等を問わない）に適用される「長野県最低賃金」及び、特定の産業の基幹的労働者に適用される「産業別最低賃金」の一部が、次のとおり改正されました。

本年は、改正されなかった「産業別最低賃金」が有りますので確認をして下さい。

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
長野県最低賃金	646円	平成14年10月1日 搞置
産業別最低賃金		
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業	746円	平成15年11月27日 改正
一般機械器具、自動車・同附属品、船舶製造、修理業、船用機関製造業	757円	平成15年11月27日 改正
各種商品小売業（百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する業者）	723円	平成14年12月31日 搞置
印刷、製版業	732円	平成15年12月31日 改正 ※今後より時間額のみ表示

まず、チェック！ 働くルールの最低賃金

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署
又は長野労働局 労働基準部 賃金室
(電話 026-234-5121 内線383)へ

長野県縦断駅伝競走に 天龍村から二名が出場

（諏訪）、一〇・〇kmを区间
七位と健闘しました。

両名の今後の活躍を期待し

たいと思います。

申請して下さい。

申請書・職場の証明書・誓
約書・住民票等（用紙は役場
窓口にあります）

旧割引証の廃止につきまし
ては、平成十五年十二月一日以
降に新制度の受付手続きをな
された方から適用になります。
また、廃止される割引証の
有効期限は、平成十六年五月
三十日（月）までとなります。
また、今回改正に伴い、E
TCノンストップ走行時も割
引適用されます。

改正後の割引措置は、二ヶ
年の有効期限がつきます。
詳しくは、住民課住民係ま
でお問い合わせください。

通勤助成金が支給されます

有料道路通行料金の
障害者割引のお知らせ

十二月一日より、高速道路
及び有料道路割引証が廃止に
なり、身体障害者手帳又は療
育手帳のみで割引が適用され
ます。



▲熊谷健太朗君



▲野竹勇貴君

- 助成要件
- 在住し、かつ永住の意志のある方で自宅から通勤している方（アパート等との併用は不可。）
- 助成対象期間
- 平成十五年一月から十二月まで（実績）。
- 助成金
- 通勤距離一キロメートル当
- ・就業地
- ・村外

お問い合わせ・受付
天龍村役場 住民課住民係
平成十六年二月二十九日まで



T Cノンストップ走行時も割
引適用されます。

改正後の割引措置は、二ヶ
年の有効期限がつきます。
詳しくは、住民課住民係ま
でお問い合わせください。

平成15年12月24日

水道の凍結に注意

○水道にも冬支度を!!

年末年始を迎える寒さが一段と厳しくなり、水道の凍結が心配されるようになりました。皆様の家庭では、もう水道の冬支度はお済みでしょうか。もう一度水道管並びにメーター器の凍結防止の為、以下の点について確認をお願いします。

- メーター器が凍結しないよう、メーター器ボックス内を充分保護してください。
- 屋外にいる水道管には保温材を巻いてください。

特に立ち上がりの部分には土の中へ最低二十cm保溫材を巻き、蛇口の部分も保護してください。

- 不凍栓を取り付けてある所は、寝る前に必ずバルブを締めて蛇口を開いてください。
- 万一、メーター器や屋内の水道管が破損して漏水した場合は、メーター器ボックス内にある止水栓を右に回して閉めてから、水道工事事業者に修理を依頼してください。

冬期間における融雪剤の散布について

一〇〇～一五〇グラム

◎取扱上の注意

冬の寒さも厳しくなり、道路の凍結も随所に見られる様になりました。

役場では、凍結が予想される箇所には砂をおいています。また、塩害による鉄の腐食等、環境に与える影響も無視することはできません。必要な箇所へ必要な量だけを散布するように心がけましょう。

・人体に対して害はありませんが、散布する際には革製品の着用は避けるようにしてください。革製品以外の衣類に付着した場合は、水洗いで簡単に落とせます。

・金属にサビを生じさせやすい性質があるので、スコッピ等を使用した場合はよく水洗いしてください。

・開封後は、湿気の多いところや金属類の側は避け、敷板を敷いて保管してください。

（融雪剤の使用について）

◎ 使用法
砂等の摩擦剤と混合して散布すればより効果的です。

融雪剤は発熱して氷・雪を保管しています。村道・林道等の公共道路で散布が必要と思われる箇所がありましたらお申し出下さい。

◎ 敷布量
概ね一平方メートルあたり

村内の除雪について

年末の交通安全について

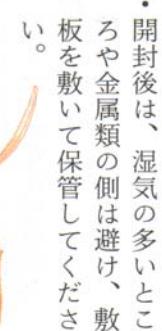
十二月十一日(木)から十二月三十一日(水)にかけて年末の交通安全運動が実施されます。

冬本番を迎え、降雪や凍結により道路状況が急激に変化します。雪が降った後や凍結した道路を走行する時は、スピードを落として慎重な運転を心がけましょう！

また、年末年始は、忘年会・新年会等でお酒を飲む機会が多くなります。飲酒運転は重い犯罪となり職を失ったり、多額の賠償金等により、家庭崩壊にもつながります。大切な家族を思い、飲酒運転は絶対にやめましょう！

2003 村のおもなできごと

- ・中井侍茶生産者組合 中日農業賞特別賞受賞
- ・十方峡及び長島地区遊歩道整備完了
- ・村営住宅東原団地完成
- ・村議会議長に宮澤忠氏
- ・合併対策室新設
- ・ニセンジ自然公園パター＆マレットゴルフ場オープン
- ・天龍村観光協会新体制で発足
- ・市町村対抗駅伝天龍村チーム「村の部」で初優勝
- ・吉澤永一選手 世界陸上出場
- ・高校生2名 ウィリアムローズさんを訪ねイギリスへ
- ・第2回合併アンケート調査実施
- ・阿南町・壳木村へ合併協議申し入れ
- ・住民基本台帳ネットワーク第二次稼動（住基カード発行）
- ・学校評議員制度始まる
- ・十方峡トンネル 貫通
- ・保育所・小学校・村民合同で初めての「天龍村大運動会」を開催
- ・教育長に板倉恒夫氏
- ・慰靈碑建立40周年記念 在日中国人殉難烈士慰靈法要
- ・イギリス訪問報告会及びアレン・ネルソン氏による平和講演会を開催



今年度も冬季を迎えるにあたり、村では除雪体制の整備を行っていますが、村内の道路は国・県道三十八km、村道約六十kmと管理延長が長く、地域的にも降雪量のばらつきがあります。また、除雪機械につきましても普段は土木作業に使用している機械のため、除雪に手間取ってしまい、大変ご迷惑をおかけしています。

村では、できる限り万全の体制を整え除雪を行いますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

対にやめましょう！